

<訪問介護 総合事業利用料>

サービスを利用した場合の「基本利用料」は下記のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は超えた額的全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス利用料（みなし事業所の場合）

【基本部分】

回数等・対象者	サービス内容略称	算定単位	1割負担	2割負担	3割負担
週1回程度の訪問 ・事業対象者 ・要支援1・2	訪問型サービスⅣ	268単位×回数 (月4回まで)	268円	536円	804円
	訪問型サービスⅠ	月5回以上利用 1176単位/月	1,176円	2,352円	3,528円
週2回程度の訪問 ・事業対象者 ・要支援1・2	訪問型サービスⅤ	27 ^② 単位×回数 (月8回まで)	272円	544円	816円
	訪問型サービスⅡ	月9回以上利用 2349単位/月	2,349円	4,698円	7,047円
週2回を超える訪問 ・事業対象者 ・要支援2	訪問型サービスⅥ	287単位×回数 (月12回まで)	287円	574円	861円
	訪問型サービスⅢ	月13回以上利用 3727単位/月	3,727円	7,454円	11,181円

上記の基本料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合には、基本料金も自動的に改定されます。その場合は、事前に新しい基本料金を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	算定単位	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	新規に介護予防訪問介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合	200単位	200円	400円	600円
生活機能向上連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービスを提供した場合	100単位/月	100円	200円	300円
介護職員処遇改善加算 (I)	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	利用者負担金×13.7%			
介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護福祉士の配置等要件(I)を算定している場合	利用者負担金×6.3%			
介護職員等ベースアップ等支援加算	・処遇改善加算(I)を取得している事 ・加算額の2/3は介護職員等のベースアップに使用する事	利用者負担金×2.4%			

(注) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。

(2) キャンセル料

利用日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。但し、御利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防訪問介護相当サービスで、利用料が月単位の定額の場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前々日まで	不要
利用予定日の前日	利用者負担金の50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額